

公益財団法人公益法人協会 第5回評議員会議事録

- 1 開催場所 学士会館 302号室
- 2 開催日時 平成23年3月17日(木) 14時～15時45分
- 3 評議員総数及び定足数
 総数 24名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 18名
 (本人出席) 伊藤道雄、今村泰弘、岸本幸子、木原啓吉、桐原保法、黒田かおり、
 佐藤孝安、渋沢雅英、菅谷良昭、高橋陽子、成田千代治、野村 萬、
 原田洋一、溝渕泰男、宮崎幸雄、恵小百合、矢内 顯、山岡義典
 注) 伊藤評議員は報告事項時に到着、議決には加わらず。
 (欠 席) 入山 映、上野 宏、大貫正男、田中弥生、西山雄治、松原 明
 (監事出席) 高宮洋一、中田ちづ子
 (理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事、土肥寿員常務
 理事、宮川守久理事
 (議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事
- 5 議 案 第1号議案『議事録署名人の選出』の件
 第2号議案『平成23年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件
 第3号議案『評議員会運営規則の改定』の件
 報告事項
 (1) 「東北地方太平洋沖地震」被害者のための義援金募集の件
 (2) 第10回理事会の決議内容
 (3) 平成22年度職務執行及び財務の状況
 (4) 監事会の報告
 (5) 認定・認可答申の状況
 (6) 行政庁による立入検査の件
 (7) 役員等改選の件
- 6 会議の概要
(1) 定足数の確認等
 冒頭で金沢専務理事より、評議員総数24名中17名が出席、6名欠席であること(報告事項では伊藤評議員が到着、出席18名)、したがって開催要件の過半数である定足数を充足していることを確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行次第及び議案資料について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
 定款の規定に基づき、山岡評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。
(決議事項)
 第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、今村泰弘、菅谷良昭の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案『平成23年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

議長の求めに応じて、事業計画書について太田理事長から、次いで収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みに関する書類について金沢専務理事から議案説明があった。
＜事業計画書の説明＞

「公益目的事業1」では、非営利法人データベースシステム「N O P O D A S」を平成20年12月に構築、法人に情報の自主登録をお願いしているが、今まであまり進捗していない。今後、非営利法人を含めたポータルサイトとして充実させたいが、具体的には寄附機能を追加するとともに、公益認定法人だけでなく認定N P O 法人の検索機能を追加する予定である。また、シンポジウムは、23年度に移行期間の折り返し点を迎えるを終えた法人が増えることから新制度下での公益法人運営が問題になるが、23年度税制改正では寄附金の税額控除制度、認定N P O 法人制度の見直し、日本版ブランド・ギビング信託に係る税制優遇が盛り込まれる見通しであり寄附文化醸成の面でもエポックメイキングの年となることが期待されることから、税制度に関するテーマも含め適切な企画としたい。

「公益目的事業2」では、相談室業務の中で、専門職による支援体制の充実を図りたい。23年度・24年度に移行申請をする法人の急増が予想されるが、当協会相談室で対応している面接・電話による無料支援だけでは実際に申請書を書くところまで行きつけない法人がかなり存在すると思われる。昨年度から、有料外部支援を希望する法人に対しては良心的な料金で移行をサポートする司法書士、税理士など専門職を無料で紹介しているが、今後はさらに強化する必要があると考えている。また、移行の準備が遅れがちな小規模法人に対する移行支援サービスを、行政庁とともに考えたい。

「公益目的事業3」では当協会設立40周年記念行事の一つとして学者、実務家からなる「非営利法人法研究会」(仮称)を組織し、新しい公共に係る法人法の整備を狙いとした研究を行う。23年度は第一フェイズとしてまず、現在の法律の不適切かつ過剰な部分を改めるとともに、小規模法人に使い勝手のよい簡便な法人形態を提供するための検討を行う。一般法・認定法について移行期間中の改正は困難だが、その後の改正を視野に入れぜひ研究を進めたい。第二フェイズでは社会的企業の受け皿法人のあり方及びこれに関連した非営利法人法制について検討したいと考えている。

次に、「法制」「税制」「コンプライアンス」及び「会計」の専門委員会は、政府の動きや前出「非営利法人法研究会」の検討状況等に合わせ機動的に、頻度を高めて開催する。

また、提言活動では、特に地方行政庁における審査は運用面で不適切事例に関する情報をたびたび把握しているので、監視の目を緩めず改善要望を継続する。

さらに、公益信託制度の改善や、シンポジウムの項で触れた寄附金の税額控除、ブランド・ギビング信託を推進するとともに、他の公益法人の業種別・業態別中間支援団体等と連携し、より効果的かつ迅速な政策提言ができるよう、幅、厚み、奥行の深いアドボカシーグループを形成したい。

<収支予算書等の説明>

23年度は、当期経常増減額 203万円の赤字予算を組んでいるが、これは不確定要素がある受託事業の継続を見込まない数値である。一方、22年度は1400～1500万円程度の最終利益をみているが、21年度も同866万円の利益があったので二期続けての利益となる見込み。また、設備投資の見込みとしては、会員管理・販売管理等を統合したシステムの構築費用400万円の総額を計上するが、これは固定資産となり予算書では「減価償却費」だけを計上している。当協会では、2億円の収入に対し年間7000件の会計伝票処理が発生するが、入金チェックだけで経理担当は年間数百時間を費やしている。システムの導入でかなりの省力化を図ることができる。

本議案につき、次の質疑応答があった。

惠評議員：事業計画で説明のあったN O P O D A Sの仕組みの運営は、予算書ではどの科目に表示されているのか。

理事長：公益目的事業会計（内訳表）の公1の中の、サイト運営費等で計上している。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

第3号議案『評議員会運営規則の改定』の件

議長の求めに応じて、鈴木専務理事から議案説明があった。説明によると、現行の同規則第9条第1項では、評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の「2週間（前）」までとしている。これは、一般法人法では上記請求は「4週間前まで」であるが、定款第31条に評議員会の運用を下部規程に委任する旨を定めているので「2週間」としたが、厳密な法的解釈によれば、それは個別に定款に規定することにより短縮することができる、ということなので、法定のとおり「4週間前」に改定したい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

（報告事項）

（1）「東北地方太平洋沖地震」被害者のための義援金募集の件

理事長より、次のとおり報告があった。

公益法人協会として今回初めて、この募金活動というものに力を入れてやっていきたいと考えており、すでに30口ほどの申し込みをいただいている。評議員の皆様には、募金活動の実績をお持ちの先輩法人も何名かいらっしゃるので、用語の使い方、運営方法、寄附の配分などにつき助言を頂戴したい。このファンドは信託ではないが、実際は受託者としての分別した管理をして、預かった寄附金は全額配分に回す形にしたいと思っている。当協会はファンドのいわばトラスティになる。

本報告につき、次の質疑応答及び意見があった。

山岡評議員（議長）：「義援金」は個人に対する見舞金を意味し、団体に対する助成等には使えない。また、「義援金」は被災金額や被災総数がわかつてからの配分になるので、被災者の手元に届くまでにかなり時間を要する。今回の公法協による募集の趣旨からすると、「支援金」とか「援助金」の募集と称するのが適切であろう。

高宮監事：この寄附金の募集、管理や配分などに係る管理経費はどの程度を想定しているのか。

理事長：寄附金の募集や呼びかけはウェブサイトやメルマガ等自前で行っている。また、お礼状や領収証の作成・発行等の手間がかかるので、人件費はかかると思われる。さらに、寄附金の分配段階では、配分先をどのようなボランティア団体とするか慎重に選ぶ必要がある。この辺りは決して任せにせず、全体を当協会が責任を持って実施したいと考えている。とはいっても、公益法人協会はこういった事項に関して素人であるので、しかるべき有識者に委員となっていただく配分委員会を組成し、そのご意見を頂きたいと思っている。経費につき、（災害発生からまだ数日であり）細かく計算していないが、公益法人協会が負担することで特徴を出したい。

高宮監事：実際にはかなりの事務量になるのではないか。法人の運営上、非常に関心がある。監事の立場からは、十分そのバランスを見ながら事業執行をしていただきたい。

宮崎評議員：(財)日本Y M C A同盟が阪神・淡路大震災の時に実施した募金活動でも難しい問題が起こった。義援金で集めた場合、配分と使途はかなり限定された。使途に関しては寄附行為（当時）に定められている事業に限定して使われた事実がある。今回は、公益法人協会が主体的に行う支援活動に使うのか、又は会員団体及び類似団体が行う活動を支援するのか。まずその枠組みを決めておかなくてはならない。さらに、中・長期に亘る復興支援まで行う場合はそれに要する運営・管理の経費を募金使途に含めなくてはならない。通常、寄附金の少なくとも8～10%は、広報・報告・会合・旅費・人件費など直接経費として復興支援活動の予算に計上する。また、プロジェクトの場所・内容・期間・規模と寄附金・募金の総額を見て専従スタッフ数を決めなくてはならない。これら募金の使途について、一定のガイドラインとルールを決めておかないと後になって透明性や説明責任の問題が出てくる。

山岡評議員：(特活)日本N P Oセンターでは、現地N P Oを応援する基金を設置することにし、それぞれの地域の支援センターと協力するという形態で行っている。また、市民社会創造ファンドでは助成金の2割は人件費等の経費に使うというのを通例にしている。日本N P Oセンターでは、今回の大震災に関する業務の運営費用を1割かいくらかの範囲内でいただくかどうか検討中だが、公益法人協会もある意味責任もってやるのであれば、1割くらいは責任料として、あるいは報告書等の作成を考えると2割くらいいただいてもいいのではないか。公益法人協会は今資金面で少し余裕があるからいいんだというのはいわゆる美談ではあるが、経費をとらないことが良いことのようにいうのはよくない。これが他の先例になるのも良くない。寄附金の募集、管理、配分など運営には管理費が不可欠だということを、はっきりさせるべきではないか。

高橋評議員：(公社)日本フィランソロピー協会は、支援金としていくつかのN P Oに寄附する募金を始めている。コーディネートの役割を担っており、物資を提供したいという企業の要望に応え、物流に強い団体と連携をとり、紹介・調整などのコ

ディネートをしている。一つ一つのケースにきめ細かく対応することで、無駄のないニーズに応える形の支援のマッチングを心がけている。

伊藤評議員：J A N I C（国際協力NGOセンター）の経験では、阪神淡路大震災の際に3000万円近く集まった。人件費がかからっても構わないからということで、バイト代を出しながらやった。（特活）シャープラニール＝市民による海外協力の会では、事務費は20%だったと思う。数百万円しか集まらなかつた場合、法人の持ち出しということもあり得る。公法協も、集まった金額によってフレキシブルに考えた方がよい。

岸本評議員：（特活）パブリックリソースセンターでは、オンライン寄附で国内・海外からの寄附を集めており、多くの寄附がすでに寄せられている。本件に対する寄附のニーズは非常に強いものがあると感じている。寄附募集に関わる事務経費についてであるが、パブリックリソースセンターでは、10.5%と明示している。公法協の名称案は、被災者個人に配分される、いわゆる「義援金」と紛らわしいので、「活動支援金」とすべきではないか。パブリックリソースセンターでは寄附先をあらかじめ決めて集めており、助成と異なり、経費のかからない方法である。しかしそれでも経費としては、最低1割程度は必要と考えている。今回配分先をこれから決めるわけであるから、どうやって配分するかも重要で、配分委員会を設置するということを明示してもいいのではないか。緊急支援と復興支援を五分五分というような、大まかな割合を方針として明示してもいいのではないか。また、実施形態としては、一部をどこかの団体へ預けるベビーファンド方式をとることも考えられる。

今村評議員：（公財）三井住友海上福祉財団では、寄附金をいただいて、それを老人福祉施設が車椅子用車両を購入するための助成金として出している。公益法人協会が今回の事業を行う場合、定款上の位置づけはどうなるのか。

理事長：公益目的事業1で「寄附文化の醸成」を謳っているので、問題はないと思う。また、いつまでも長くやるとは思ってはおらず、緊急支援に絞りたいと考えている。初めての経験でいくら集まるか分からないので、「寄附金総額によっては他の同種の募金団体に一括寄附」させていただくとしている。事務手数料、オーバーヘッドについては、短期であるし実験的な面もあるので、公益法人協会で負担したいと考えている。なお、募金の名称はもう少し推敲したいと思う。

宮崎評議員：名称は例えば「東日本大震災救援募金」とし、「緊急支援」と「復興支援」に区別して、まず「緊急支援」に優先順位をおいた募金としては如何か。

高宮監事：今村評議員からも話があったが、助成団体の場合、公平性・公正性・透明性が求められ、そこに大変な神経を使っている。一方、今回は緊急性も求められ、時間との戦いになる。監事の立場から言えば、早急に体制をきちんと整えた上で事業に当たるべきではないか。

理事長：一般的に、緊急支援と復興支援は、期間的にどうみるのか。

山岡評議員：緊急支援は普通、半年くらいだから、今回の場合は9月辺りまでではないか。半年経つと復興支援、まちづくり支援となる。期限はしっかりと切って、集ま

ったお金を長期間ため込むべきではない。募集期限は募集要項の中に明記する方がよい。寄附の配分委員会についても、本格的な「重い」機関を作ると配分先の選考に3ヶ月くらいかかるてしまう。最終的に配分とお金は、専門性のある団体に任せてしまった方がよいかもしれない。

理事長：期限は、今後募集要項で定めたい。

桐原評議員：ソニーは3億円寄付する。加えて社員の募金を募り、それに対してマッチングギフトを行う。今回は赤い羽根(共同募金会)に全額預ける形をとっている。過去には赤十字を使ったこともある。議論していると時間がないので、すっきり一本化した。

理事長：共同募金会に任せるなど、外部に一括してお願いすることは考えていない。公益目的の一つ「寄附文化の醸成」を実体験すること、ノウハウの蓄積、責任を持つという意味から、自ら管理し、最終的な配分まで考えたい。

矢内評議員：一過性の義援金と考えていたが、公1の事業の一つとしてノウハウを蓄積したいんだ、ということになると、執行側の理事会で十分に練ってから評議員会に持ってこないと、筋としておかしい。

理事長：ノウハウを積むという言葉は、誤解を招いたかも知れない。これを恒常にやるということは考えていないし、今回はいわば千年に一度の災害であり、緊急性の観点から早く立ち上げた、ということである。当協会が助成財団に衣替えをするつもりは全くない。

惠評議員：寄附文化の醸成という、公1の表現を募集要項に明記した方がよいのではないか。

宮川理事：集まったお金を日本に送って、果たして正しい配分と評価ができるのか？という意見が海外から出ている。

質疑応答の後、議長より、決議事項ではなく報告事項なので、この意見を参考にしながら今後、事務局(執行部)で具体的な展開を図るよう要請があった。

(2) 第10回理事会の決議内容について

理事長より、3月11日に開催された第10回理事会において、①平成23年度事業計画書及び収支予算書等の承認のほか、②平成23年度役員報酬、③特定費用準備資金等取扱規則、情報公開規程、情報システムの運用管理に関する規程の一部改定につき決議された旨報告があった。

(3) 平成22年度職務執行及び財務の状況

理事長より、前回評議員会以降につき、最近の状況を中心に報告があった。

I 普及・啓発事業（公益目的事業1）

出版事業、インターネットを利用した各種Web事業及び日本ファンドレイジング協会主催大会における「日本版ブランド・ギビング信託」講演(理事長)について。

II 支援・能力開発事業（公益目的事業2）

相談事業、セミナー事業、機関誌及び情報公開共同サイトの進捗について。

III 調査研究・提言事業（公益目的事業3）

提言・要望活動として、寄附金の税額控除につき公益法人にP S Tを課す政府案の撤回を旨とした要望書を22年12月に提出、関係議員に対して要望を行った。また、上記政府案の閣議決定後は、運用手続につき(公財)助成財団センター、(社)企業メセナ協議会、(社)日本芸能実演家団体協議会、(一社)日本サードセクター経営者協会及び(特活)日本ファンドレイジング協会の5団体と連名で大臣、公益認定等委員会委員長へ要望書を提出したこと、等について。

(その他)

管理部門では年度内会員の増減につき50件程度の純増をみている。また、財務状況は23年度予算の説明で報告したとおりである。

(4) 監事会の報告

中田監事より、3月2日に開催された監事会について報告があった。

(5) 認定・認可答申の状況

理事長より、2月末時点の全国の申請及び認定・認可の状況について報告があった。

(6) 行政庁による立入検査の件

理事長より、2月22日に実施された内閣府による立入検査について、詳細は資料(当協会「認定申請日記」サイト掲載と同文)をお読みいただきたい旨、説明があった。

(7) 役員等改選の件

理事長より、6月の定時評議員会終結時において現理事全員が任期を満了すること、また、別途、評議員複数名から辞意表明があったので、定款規定どおり役員候補者を役員等候補選出委員会で選定していただき、次回評議員会で選任していくことになる旨報告された。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成23年3月30日

議長	山岡 義典	
議事録署名人	今村 泰弘	
議事録署名人	菅谷 良昭	

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文

総務部 松野亜希子

